

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業 との調和に関する条例 事業実施の手引き

令和4年10月

宮城県 登米市
(市民生活部環境課)

この手引きにおいて、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

目 次

第1章 全般的事項

- 1. 条例制定の背景 1
- 2. 条例の目的、基本理念と責務 1
- 3. 用語解説 2
- 4. 条例の適用を受ける事業 3

第2章 抑制区域

- 1. 抑制区域について 4

第3章 発電事業に関する手続

- 1. 発電事業に関する手続 6
- 2. 標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続 6
- 3. 手続の流れと提出書類
 - (1) 発電開始までの手続 7
 - (2) 住民意見書が提出された場合の手続 9
 - (3) 適正な管理について 10
 - (4) 事業終了の手続 10
 - (5) 事業計画変更等の手続 10
 - (6) 工事中止・再開の手続 11
 - (7) 事業承継の手続 12
 - (8) 報告、立入調査、助言及び指導について 12
 - (9) 勧告及び公表について 12
 - (10) 経過措置について 13

第1章 全般的事項

1. 条例制定の背景

国では、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、固定価格買取制度（FIT制度）を導入し、再生可能エネルギーの普及を図ってきました。一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域での住民等とのトラブル、森林伐採による自然や景観の破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。

本市においても、太陽光発電設備の設置が増加している一方で、設置場所の確保のために森林を伐採し、用地造成するケースも増えており、設置に係る景観の阻害や土砂崩れ等の自然災害の誘発への不安、生態系への影響等が懸念されるとともに、住民への説明不足によりトラブルが発生している事例も見られております。

このような状況等を踏まえ、発電事業の規制を目的としてではなく、自然環境や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー発電事業とするため、本条例及び施行規則を制定しました。

これにより、事業計画の策定段階から、事業終了・設備撤去までの事業期間において、市・事業者・市民・土地所有者等の責務などの必要な事項について定め、事業実施前の住民説明会の実施や、助言、指導、勧告及び公表など市の権限等を規定し、適切な事業の推進を図ってまいります。

2. 条例の目的、基本理念と責務

◆目的、基本理念（条例第1条、第3条）

登米市では、「豊かな自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と事業者による地域資源を活かした再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与すること」を目的とし、「水の里の名のとおりに、先人の努力により長い年月をかけて守り育てられてきた自然環境等に恵まれており、このかけがえのない自然環境等を、現在及び将来に渡って市民が等しくその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」を基本理念として、令和4年6月8日に条例を施行しています。

この条例では、市、事業者、市民、土地所有者等の責務について、以下のように定めています。

◆市の責務（条例第4条）

基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

◆事業者の責務（条例第5条）

- ① 関係法令及びこの条例の規定を遵守するとともに、自然環境等に十分配慮し、住民等との良好な関係を保持し、かつ、地域振興に寄与するよう努めなければならない。
- ② 事業の実施並びに再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の管理に万全を期するよう努めなければならない。
- ③ 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければならない。

◆市民の責務（条例第6条）

基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

◆土地所有者等の責務（条例第7条）

- ① 基本理念にのっとり、自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないよう努めなければならない。
- ② 基本理念にのっとり、自然環境等を損ない、災害による被害等が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければならない。

3. 用語解説（条例第2条）

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。

再生可能エネルギー源	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定するものをいう。 ①太陽光、②風力、③水力、④地熱、⑤太陽熱、 ⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱、⑦バイオマス
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
事業	再生可能エネルギー発電設備の設置（再生可能エネルギー発電設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業をいう。
事業者	事業を計画し、又はこれを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備の附属設備である管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により他の土地と区別された区域をいう。
建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。
事業地域	事業区域を含む行政区（登米市区長設置規則（平成17年登米市規則第5号）第1条に規定する区をいう。以下同じ。）及び事業の実施により自然環境等に一定の影響がある行政区をいう。
住民等	事業地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに事業地域内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められるものをいう。
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するものをいう。
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

4. 条例の適用を受ける事業（条例第8条、規則第3条）

この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（発電出力）が10kW以上の事業に適用されます。

発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合も含む。）とします。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上で行う事業や、抑制区域以外において行う発電出力50kW未満の事業は除きます。

◆発電出力等による条例の適用状況確認表

○：適用 ー：適用外

No.	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根又は屋上 ※1	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域	
①	50kW以上	ー	○	○	○
②	10kW以上 ～ 50kW未満	ー	ー	○	○
③	10kW未満	ー	ー	ー	ー

※ 太陽光発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上で行う事業は適用外となります。

※ 抑制区域については、市は届出に対して同意しないこととしておりますが、上記表においては、関係法令等の許可を前提として「適用」と整理しています。

第2章 抑制区域

1. 抑制区域について（条例第9条、規則第4条）

登米市では、再生可能エネルギー発電事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域を「抑制区域」として指定しています。

なお、抑制区域内での事業については、原則として市は同意しないものとします。

※ 関係法令の許可が得られる場合など、市が例外と認めた場合を除きます。

◆抑制区域

区域名	
内容	関係法令
	確認先
(1) 地すべり防止区域	
地すべり地域で、公共の利害に密接な関連を有する区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
	宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班）
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	
急傾斜地で、その崩壊により居住者等に被害のおそれのある区域等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
	宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班）
(3) 土砂災害警戒区域	
土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項
	宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班）
(4) 土砂災害特別警戒区域	
土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
	宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班）
(5) 国立公園	
日本を代表する優れた自然の風景地を保護するための区域（三陸復興国立公園）	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（林業振興部森林整備班）
(6) 鳥獣保護区	
野生鳥獣の保護を図るため、狩猟を禁止している区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（林業振興部森林整備班）
(7) 農用地区域	
概ね10年以上の長期にわたり、農業上の利用を確保すべき土地の区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号※特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。
	登米市産業経済部産業総務課

区 域 名	
内 容	関 係 法 令
	確 認 先
(8)保安林	
水源の涵養等の公益目的を達成するため、伐採や土地の形質の変更等が規制される区域	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（林業振興部森林整備班）
(9)自然環境保全地域	
良好な自然を保全していくことが必要と認められる区域	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項 登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例（平成20年登米市条例第31号）第2条
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（林業振興部森林整備班） 登米市市民生活部環境課
(10)河川区域	
河川の流水が継続している土地等や堤防敷の区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
	県管理河川：宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班） 国管理河川：北上川下流河川管理事務所管理課
(11)河川保全区域	
河川区域に隣接しており、堤防や河川管理施設を保全するための区域	河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項
	県管理河川：宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班） 国管理河川：北上川下流河川管理事務所管理課
(12)砂防指定地	
山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著となる恐れのある区域	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
	宮城県東部土木事務所登米地域事務所（行政班）
(13)周知の埋蔵文化財包蔵地	
土地に埋蔵されている文化財がある土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項
	登米市教育委員会文化財文化振興課
(14)史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地（国指定、県指定、市指定）	
記念物のうち重要なもので、国、県、市に指定を受けているものが所在する土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項 文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項 登米市文化財保護条例（平成17年登米市条例第128号）第8条第1項
	宮城県教育委員会文化財課 登米市教育委員会文化財文化振興課
(15)その他市長が必要と認める区域	
-	-
	-

第3章 発電事業に関する手続

1. 発電事業に関する手続

本市の条例では、事前の住民説明会の開催と、市へ届出、市の同意を得た上での工事着手を義務付けています。

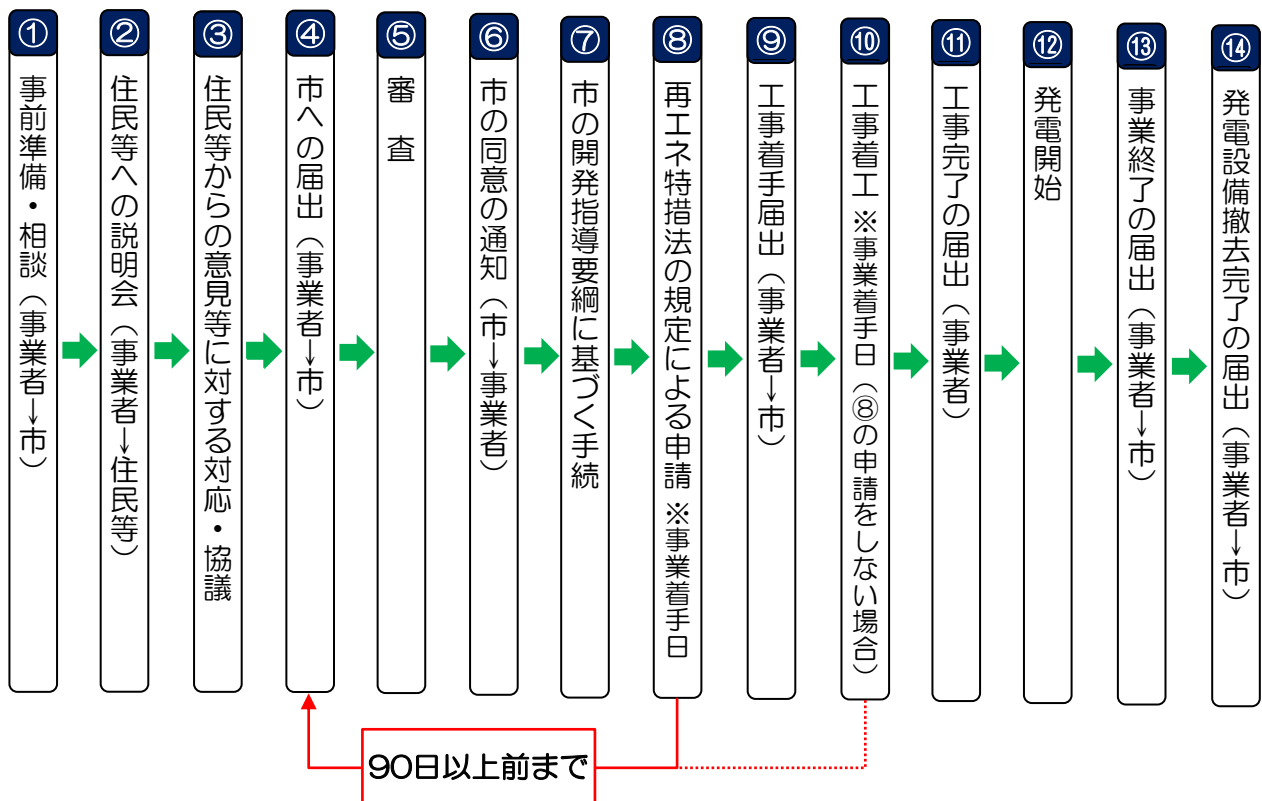
標準的な手続の流れとしては、事前に市へ相談した上で、住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手しようとする日の90日前までに市へ届出しなければなりません。

市の同意があった後、再エネ特措法の規定による事業計画認定申請や市へ開発協議等を行ってください。

その後、発電設備に係る工事等を行い、発電を開始することになります。

発電事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

2. 標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続



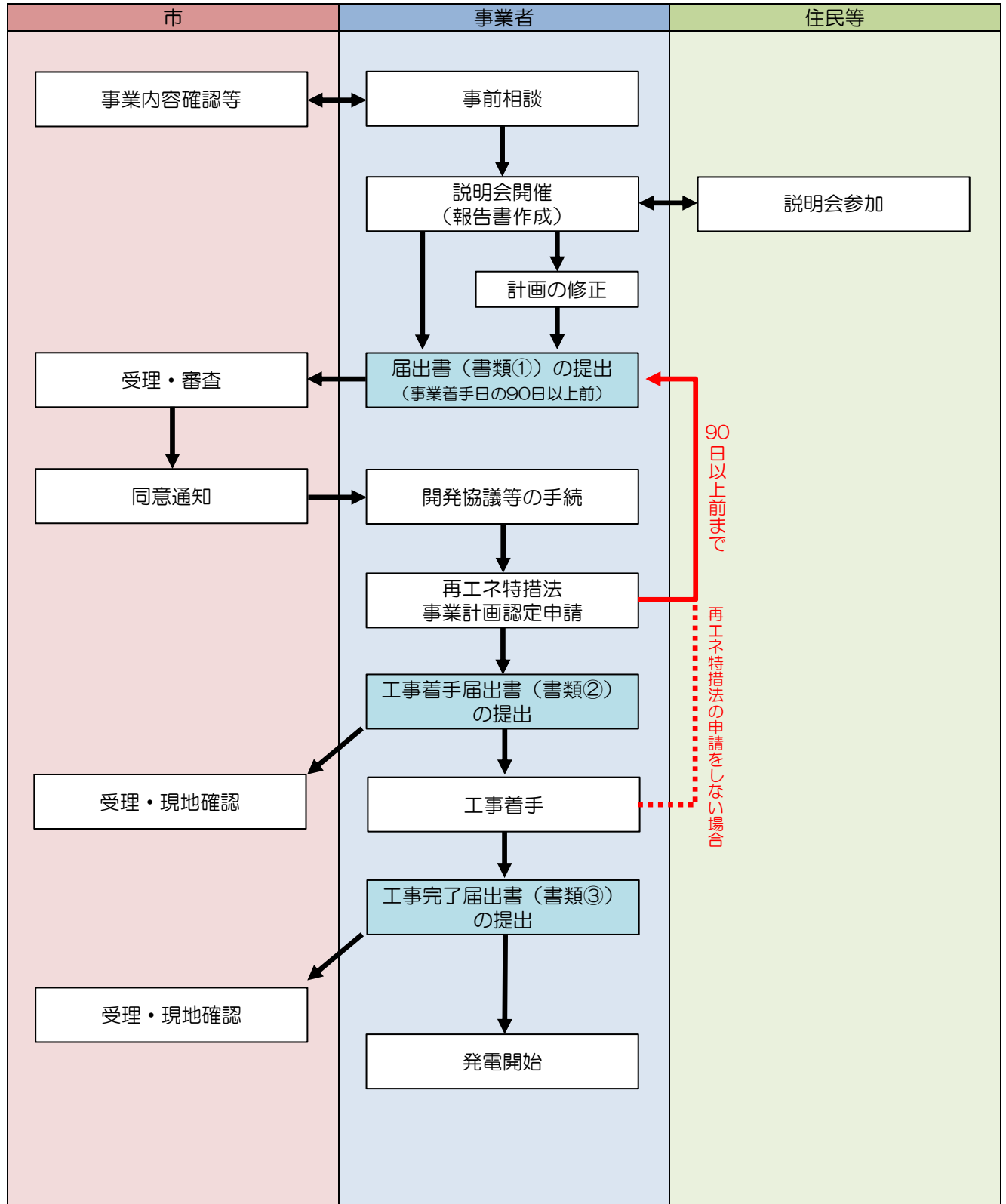
3. 手続の流れと提出書類

(1) 発電開始までの手続（条例第10条、11条、12条）

事業を実施しようとするときは、市への届出を行う前に、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。

住民等への説明会終了後、事業に着手しようとする日の90日前までに市へ届出を行い、同意を得る必要があります。

【手続の流れ】



◎住民等への説明会の実施について

市への届出を行う前に、住民等に対し事業内容等に関する説明会を実施してください。

説明会においては、事業の内容について単に説明するのではなく、分かり易い表現を使って誠意をもって説明するなど、住民等との適切なコミュニケーションを図り、事業に対する理解が得られるように努めてください。

【対象となる住民等の範囲】

対象となる住民等の範囲については、条例において次のとおり規定しています。

「事業地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに事業地域内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められるもの」

対象となる範囲は、再生可能エネルギー源と発電出力によって異なることから、事業ごとに判断することが必要となります。

15頁に示した範囲を参考に、必ず対象地域と協議の上、進めるようにしてください。

※ 市への届出時に範囲に不足があると認められる場合、追加での実施をお願いすることもありますので、事前にご相談願います。

【書類①】※正副2通を提出

1	再生可能エネルギー発電事業届出書 【様式第4号】
2	事業計画書 【様式第5号】
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・説明会報告書（第 回目） 【様式第6号】 添付資料 説明会で配布した資料、参加者の名簿（受付簿） ※住民等の意見に対し見解書を作成している場合の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・対応状況報告書 【様式第3号】 添付資料 住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し
4	確約書 【様式第7号】
5	法人の登記事項証明書（法人の場合）
6	住民票抄本の写し（個人の場合）
7	事業場所が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・現況写真 ・公図の写し（説明に係る範囲、地番及び所有者を記入） ・土地の登記事項証明書の写し（説明に係る範囲）
8	土地利用計画図（配置図）※縮尺1000分の1以上のもの
9	造成に係る書類 <ul style="list-style-type: none"> ・土地造成計画平面図 ※縮尺1000分の1以上のもの ・土地造成計画縦断図 ※縮尺縦100分の1以上、横1000分の1以上のもの ・土地造成計画横断図 ※縮尺1000分の1以上のもの
10	建築物又は工作物の設計図（平面図、立面図、断面図）
11	事業影響予測図（事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音・振動・電磁波・反射光等））
12	流量計算書
13	排水計画図（平面図、断面図）
14	排水施設構造図
15	排水に係る放流承諾書
16	工事施工方法書（計画書） ※作業方法及び工法を示した図書
17	工事実施体制表 ※施主、工事施行者、保守管理者等を示した図書
18	維持管理（保守点検）計画書
19	維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
20	他法令等による許認可等を受けている場合はその写し
21	その他市長が必要と認める書類

【書類②】

1	工事着手届出書 【様式第11号】
2	工事工程表

【書類③】

1	工事完了届出書 【様式第11号】
2	工事写真（施行前、施行中、施行後）

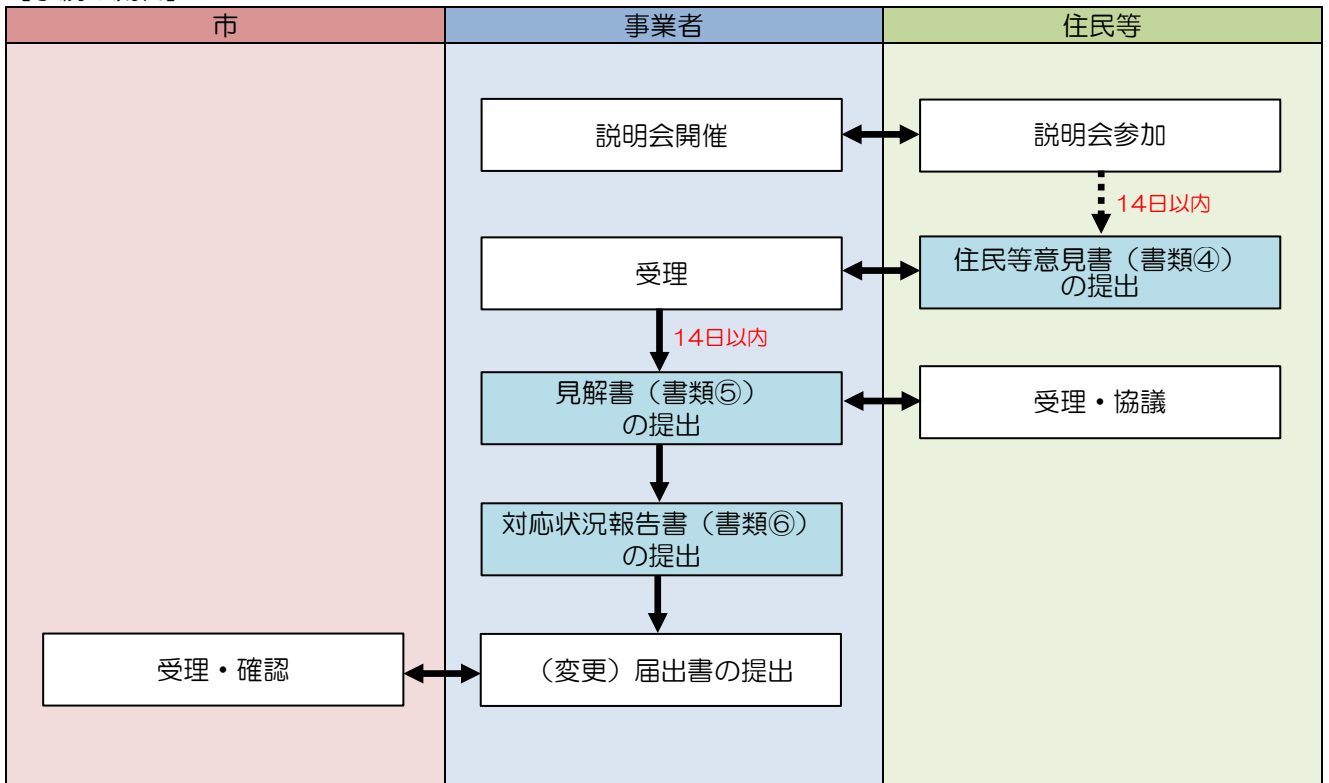
（2）住民等意見書が提出された場合の手続

事業者は、事業の内容等に関する説明会開催後、住民等から住民等意見書【様式第1号】が提出された際は、当該住民等に対し、見解書【様式第2号】を提出し、誠意をもって協議を行わなければなりません。（条例第10条、規則第6条）

また、市に対し、対応状況報告書【様式第3号】を提出しなければなりません。（条例第10条）

※ 説明会の時期（届出提出前、変更届出前）に関わらず、住民等意見書が提出された場合に必要となる手続です。

【手続の流れ】



【書類④】

1	住民等意見書 【様式第1号】
---	----------------

【書類⑤】

1	見解書 【様式第2号】
---	-------------

【書類⑥】

1	対応状況報告書 【様式第3号】
2	住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し

(3) 適正な管理について

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の管理に万全を期するよう努めなければなりません。（条例第5条）

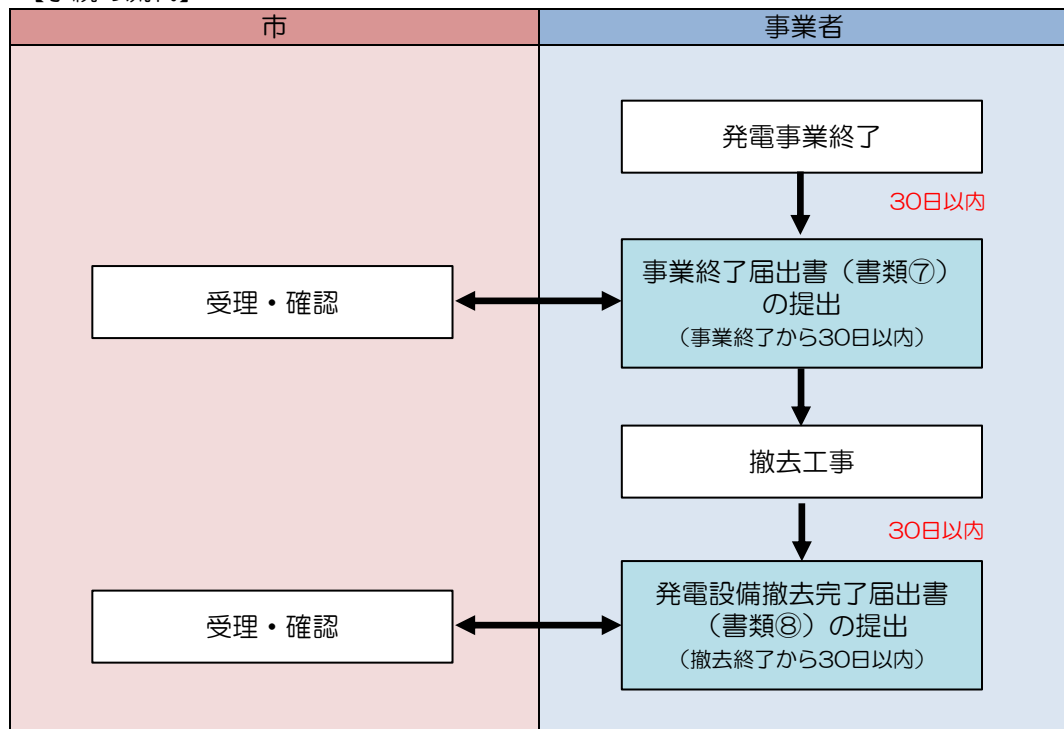
適正な管理を行うに当たっては、「事業計画策定ガイドライン（2022年4月改訂、資源エネルギー庁）」、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月、環境省）」、「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年10月施行）」などを参照し、周辺環境に十分に配慮した対応が求められます。

(4) 事業終了の手續について

事業者が事業を終了したときは、終了した日から起算して30日以内に市へ届出しなければなりません。その際、市は当該事業区域の跡地の有効活用を推進するよう事業者に求めることができます。

また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に市へ届出しなければなりません。（条例第16条）

【手續の流れ】



【書類⑦】

1	事業終了届出書 【様式第13号】
2	撤去及び処分計画並びに跡地利用計画（策定している場合）

【書類⑧】

1	発電設備撤去完了届出書 【様式第14号】
2	撤去完了が分かる写真

(5) 事業計画変更等の手續について

事業者は、市に届出した事項を変更しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければなりません。

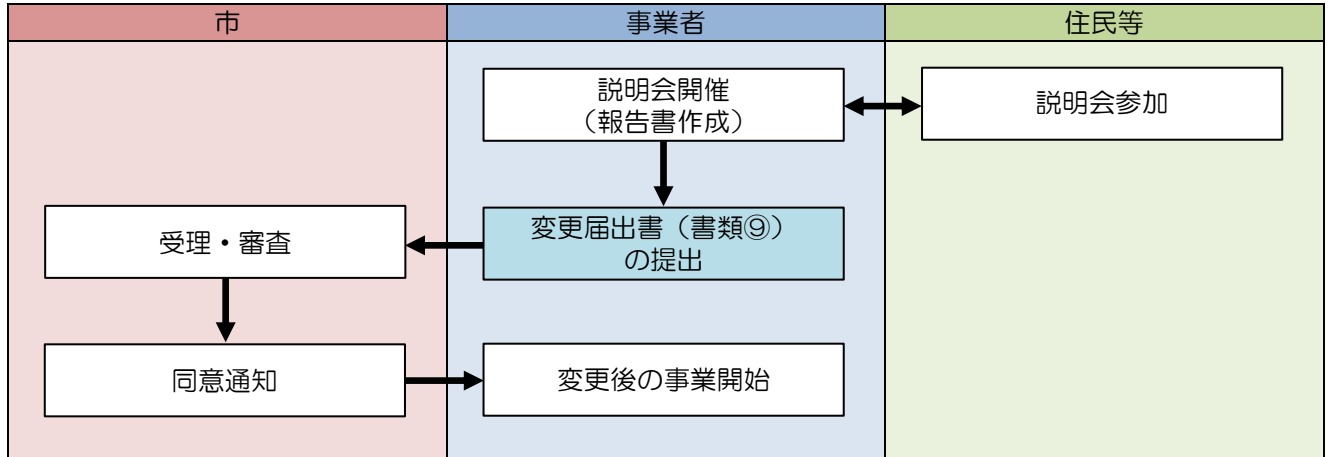
ただし、変更の内容が規則で定める軽微なものであるときは、この限りではありません。

（条例第10条、規則第5条）

その後、市に速やかに届け出て、同意を得なければなりません。（条例第11条）

※ 規則で定める軽微な変更とは、「発電出力の縮小」、「事業区域面積の縮小」、「事業者が法人等である場合の代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の変更」、「その他市長が認めるもの」となります。

【手続の流れ】



【書類⑨】

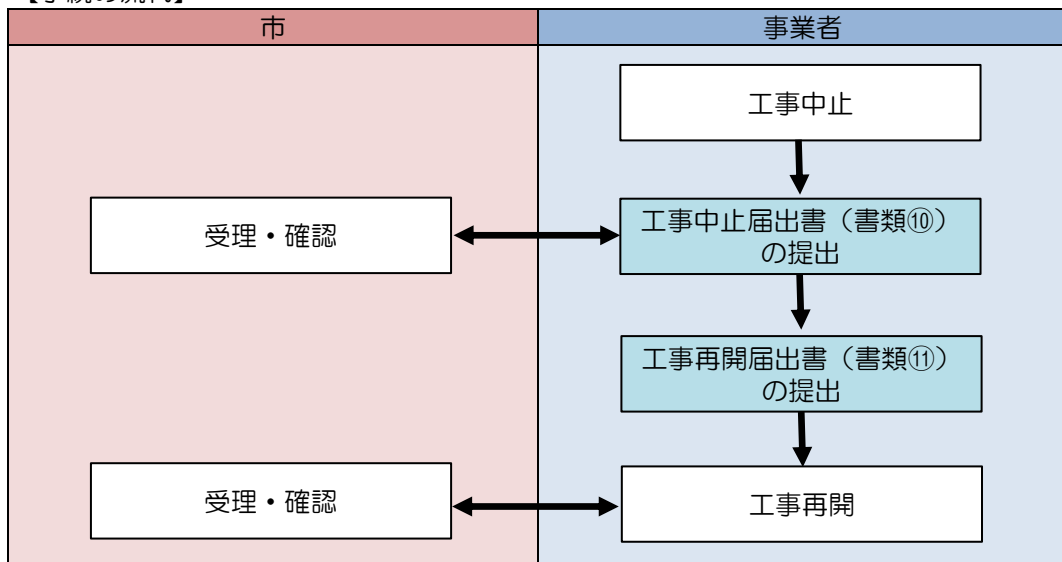
1	再生可能エネルギー発電事業変更届出書 【様式第8号】
2	当初届出書類（書類①）のうち、変更に係る書類
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書（第 回目） 【様式第6号】 添付資料 説明会で配布した資料、参加者の名簿（受付簿）

※上記は、市が同意済みの事業を変更する場合の手続となります。

（6）工事中止・再開の手続について

事業者は、工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を市に届出しなければなりません。（条例第13条）

【手続の流れ】



【書類⑩】

1	工事中止届出書 【様式第11号】
2	工事写真（施行前、施行中、施行後）

【書類⑪】

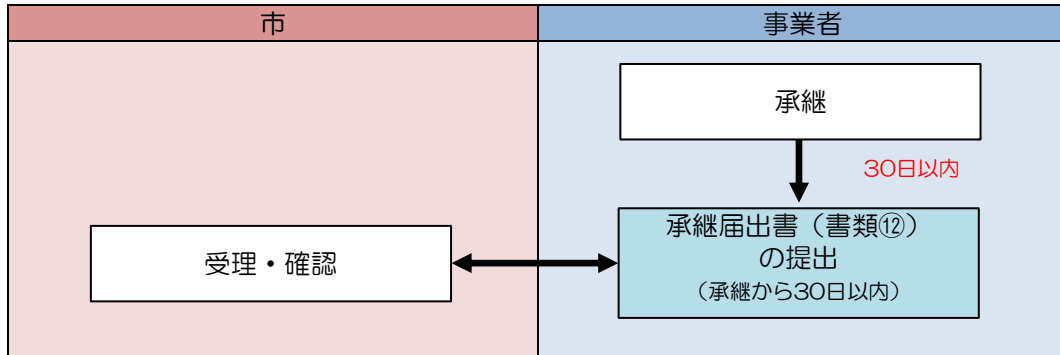
1	工事再開届出書 【様式第11号】
2	工事工程表

(7) 事業承継の手続について

事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した場合は、地位を承継した日から起算して30日以内に市へ届出しなければなりません。（条例第15条）

※事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

【手続の流れ】



【書類⑫】

1	承継届出書 【様式第12号】
2	法人の登記事項証明書（法人の場合）
3	住民票抄本の写し（個人の場合）

(8) 報告、立入調査、助言及び指導について

市は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。（条例第17条、第18条）

(9) 勧告及び公表について

市は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。

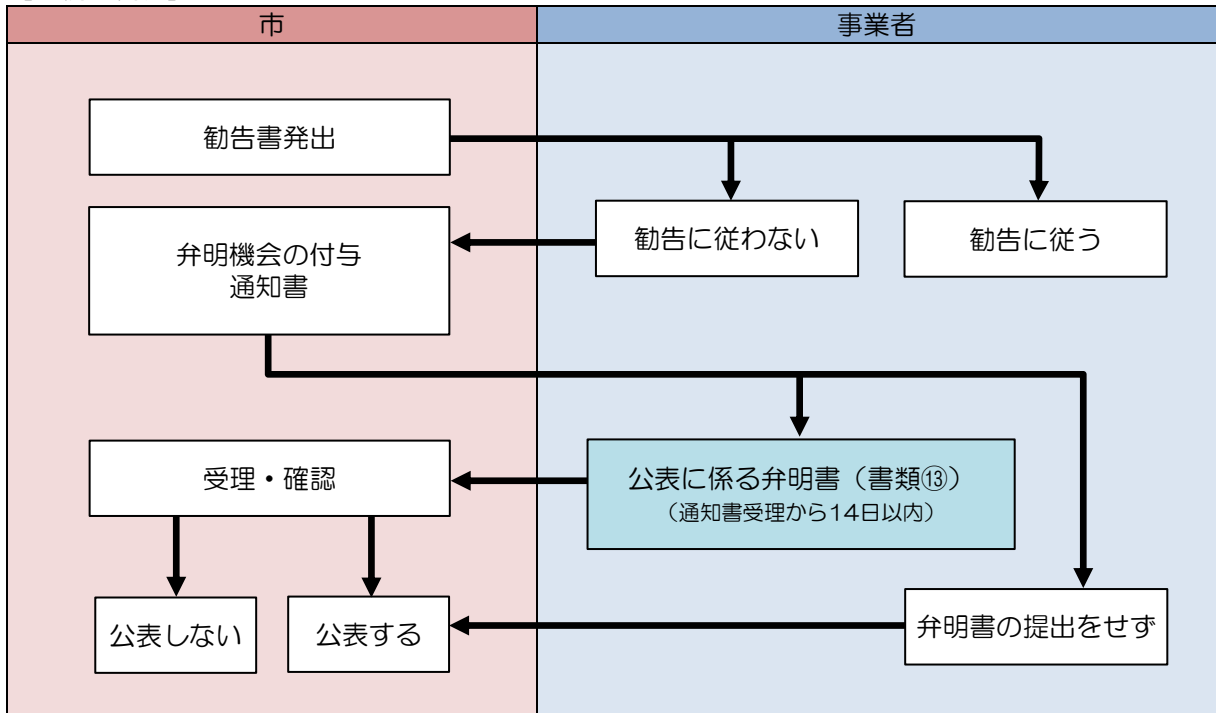
また、市は、必要があると認めるときは、土地所有者等に対して、助言を行うことができます。

事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。（条例第18条、第19条）

勧告を行う理由

- ・ 事業実施に係る届出を行わないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき
- ・ 正当な理由なく市の同意通知を受ける前に事業に着手したとき
- ・ 市の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- ・ 市の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ・ 市の立入調査の際に質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ・ 正当な理由なく市の助言又は指導に従わなかったとき

【手続の流れ】



【書類⑬】

1	公表に係る弁明書【様式第19号】
---	------------------

(10) 経過措置について (条例附則)

「登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、令和4年6月8日から施行されました。

ただし、既に進捗している事業が存在することから、以下のとおり経過措置を規定しています。

- I この条例の施行日（令和4年6月8日）前において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）第9条第1項の規定による申請（事業計画認定申請）を行った事業は、この条例の規定を適用しません。
- II Iの規定にかかわらず、施行日前において、再エネ特措法による事業計画認定申請を行った事業であっても、現に工事に着手していない事業については、この条例の規定（条例第12条及び第18条第2項第2号を除く。）を適用します。
※市の同意（不同意）の決定は行いませんが、その他の規定については適用します。
- III 施行日前において、現に工事に着手している事業又は工事が完了している事業（条例第8条第2項の規定に該当する事業を除く。）については、条例第5条、第15条から第17条、第18条（第2項第1号及び第2号を除く。）及び第19条の規定を適用します。
※説明会や市への届出等の規定は適用ませんが、事業者の責務や設備稼働後に係る各種届出等に係る規定については適用します。
- IV 施行日後、90日を経過する日までの間に事業に着手しようとするときにおける第11条の規定の適用については、同条第2項中「事業に着手しようとする日として規則で定める日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとします。

【経過措置と条例適用になる事業の考え方】

(ケース)	適用範囲
① 条例施行日後に事業に着手	全適用
② 条例施行日後に合計 10kW 以上を増設	増設分が全適用
③ 条例施行日前に F I T 申請済で現に工事に着手していない事業	部分適用 ※以下表を参照
④ 条例施行日前に現に工事着手している事業又は工事完了している事業	部分適用 ※以下表を参照

【経過措置の適用】

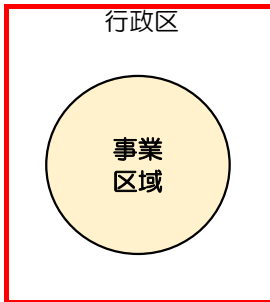
条	内容	上記表③	上記表④
第1条～第4条	目的、定義、基本理念、市の責務	対象	対象外
第5条	事業者の責務	対象	対象
第6条～第11条	市民の責務、土地所有者等の責務、適用を受ける事業、抑制区域、説明会の開催、事業実施に係る届出	対象	対象外
第12条	同意	対象外	対象外
第13条～第14条	工事の着手等の届出、工事の確認	対象	対象外
第15条～第20条	地位の承継の届出等、事業の終了等の届出、報告及び立入調査、助言、指導又は勧告	対象 ※第18条第2項第2号を除く。	対象 ※第18条第2項第1号及び第2号を除く。
第20条	委任		

説明会の対象となる事業地域の考え方

赤線が事業地域の範囲

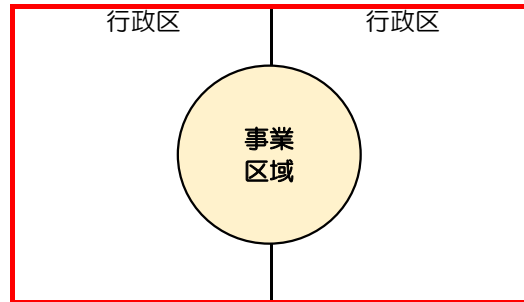
区分A 発電出力50キロワット未満

【例1】



【事業区域を含む行政区のみに自然環境等への一定の影響が認められる場合】

【例2】

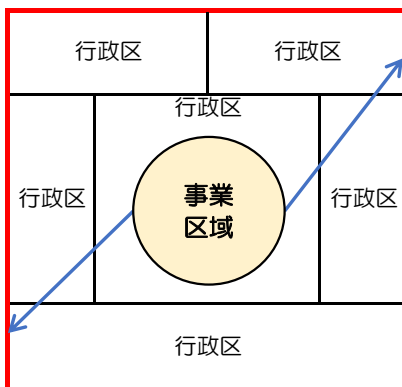


【事業区域が行政区をまたいでいるため、双方の行政区へ影響が認められる場合】

※発電出力50キロワット以上の場合であっても、自然環境等への影響範囲が比較的小さい場合を含む。

区分B 発電出力50キロワット以上

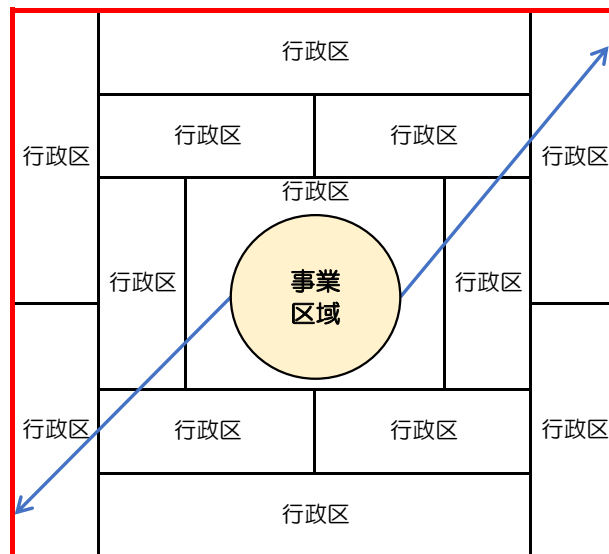
【例3】



【隣接する行政区まで影響が想定される場合】
事業区域を含む行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響がある行政区

比較的大きい規模の発電設備
(例 太陽光50kW以上、風力(小規模)、バイオマス(小規模)等を想定)

【例4】



【広範囲に影響が想定される場合】
事業区域を含む行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響がある行政区

大規模な発電設備等で広範囲の行政区に影響が認められる場合
(例 太陽光(大規模)、風力、バイオマス(排水有)等を想定)

事業地域内の以下の人が説明会の対象となります。

- ・事業地域内に居住する人
- ・事業地域内に所在する法人その他団体
- ・事業地域内に土地若しくは建築物を所有(使用)する人
- ・事業地域がある行政区の代表者(区長、自治会長、町内会長等)

※特に対象住民等の範囲や説明会の日程、説明方法等については、事前に行政区の代表者へ相談をしながら丁寧に進めてください。